

市税の納付は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は納期限内に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。

市では、納期限内に納税されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成25年中の延滞金の率は、法律により年14.6%です。(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年4.3%)

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間 納税・相談窓口の開設

- 休日：毎週日曜日午前8時30分～正午
- 夜間：毎週火曜日午後5時15分～7時 ※祝日を除く
- 場所：収納課

平成25年度市税納期限日一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月1日	9月2日	10月31日	12月25日
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	5月31日	7月31日	9月30日	12月2日
軽自動車税	全期			
	5月31日			
国民健康 保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日
	第9期			
	3月31日			

コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わず納付ができるコンビニ納税。ぜひ、ご利用ください。

▶コンビニで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
 - ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取ることができない納付書
 - ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
 - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 市内全ての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳印を持参し、金融機関または収納課で手続きをしてください。

行田市観光協会の会員になって、 本市の観光を応援してみませんか

行田市は、さきたま古墳公園、忍城址、古代蓮の里、足袋蔵、ゼリーフライ、フライなど多くの観光資源に恵まれ、たくさんの方の観光客が訪れるまちです。行田市観光協会は、行田の魅力を広く発信し、市の活性化に寄与する活動を行っています。この観光協会の活動を通じて「元氣な行田」をつくるため、観光協会の会員となって応援して下さる個人・法人・団体を募集します。

▼特典

- ・観光客からの問い合わせに対する会員の紹介
 - ・テレビ・ラジオ・雑誌などの取材に対する会員の紹介
 - ・観光協会ホームページにおける会員（店舗）の紹介
 - ・観光協会ホームページと会員情報掲載ページとのリンク
 - ・観光案内所における会員作成パンフレットの提供
 - ・観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」での商品の出品
 - ・インターネットバナー広告料の割り引き
- ▼年会費 1口2千円
- 【個人】 1口以上
- 【法人】 5口以上
- 【団体】 5口以上



観光情報館
「ぶらっと♪ぎょうだ」

お役に立ちます シルバー人材センター

仕事は懇切丁寧なシルバー人材センターにお任せください

▼申し込み・問い合わせ 同協会事務局
(商工観光課内・内線382)

（仕事例）
植木の剪定、草取りや草刈り作業、刃物研ぎ、塗装、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、植木の散水など

あなたも会員になりませんか

▼対象 市内在住の原則60歳以上の方で、同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある方

▼入会説明会 毎月、第3木曜日午前10時から同センター（旭町13-24）で行っています。※6月から毎月第1・第3木曜日午前10時から開催

▼問い合わせ 同センター ☎5556-1
5221



くらしの110番

引っ越しのトラブルを防ぐには

mit.go.jp/common/000021071.pdf で確認することができます。

【事例1】
1年前、引っ越し作業を依頼したが、最近、洋服が見当たらないことに気付いた。しかし、業者は対応してくれない。

【事例2】

引っ越しの際、業者に家具を傷付けられてしまった。買い直したいので現金で補償してほしいと要望したが、修理での対応と言われた。

アドバイス

①複数の業者に見積もりを依頼する際は、料金だけでなく、運ぶ物の範囲、作業内容（依頼者と事業者の作業分担など）も比較しましょう。また、特別な作業を依頼する場合には、口頭だけでなく必ず見積書に記載してもらいましょう。

進学や就職、転勤など3月から4月にかけて、多くの方が引っ越しをします。引っ越し時における荷物の紛失や傷、故障などの相談が数多く寄せられています。

トラブルが発生したときの業者の責任の有無や、修理対応および損害賠償などについては「契約約款」が定められています。なお、引っ越しについては、国土交通省で定めた「標準引越運送約款（標準約款）」が定められており、引っ越し業者の多くが標準約款を採用しています。

引っ越しでトラブルが発生したときには、標準約款を確認し、引っ越し業者のお客さま相談室や引っ越し業者の業界団体に問い合わせることが必要です。

※標準引越運送約款については、国土交通省のホームページ（<http://www.>

▼問い合わせ 行田市消費生活センター

（市役所内・内線495）または埼玉県消費生活支援センター 春日部 ☎048-734-0999